

遊佐町告示第312号

遊佐町イメージキャラクター「米～ちゃんファミリー」使用取扱要綱を次のように定める。

平成28年12月13日

遊佐町長 時 田 博 機

遊佐町イメージキャラクター「米～ちゃんファミリー」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遊佐町のイメージキャラクター「米～ちゃんファミリー」(以下「キャラクター」という。)を多くの町民が自由に使用し、愛されるものにしていくため、キャラクターを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用)

第2条 キャラクターを使用しようとする者(営利を目的とするものを除く。)は、別記イメージキャラクターポーズ一覧(以下「ポーズ一覧」という。)のデザインに限り自由に使用することができる。

2 営利を目的としたキャラクターの使用又はポーズ一覧以外のデザインの使用は、次条に規定する承認を受けた場合に限り使用できるものとする。

(営利目的等の使用承認申請)

第3条 前条第2項で規定する使用をしようとする者は、あらかじめキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請について適当と認めるときは、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、ポーズ一覧以外のデザインでキャラクターを使用しようとする場合でキャラクター本来のイメージが変容すると認められるときは、町長は、キャラクターを使用しようとする者に対しデザインの補正等を求めることができるものとし、補正後のデザインでのキャラクターの使用を承認するものとする。

3 町長は、キャラクターの使用の承認をしたときはキャラクター使用承認書(様式第2号)を、当該承認をしなかったときはキャラクター使用不承認書(様式第3号)を、当該申請を行った者に交付するものとする。

4 ポーズ一覧以外のデザインで使用が承認されたときは、町長は当該デザインをポーズ一覧に追加することができる。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、当分の間、無料とする。

(使用承認期間)

第5条 第3条第3項の規定によるキャラクターの使用の承認の期間は、当該承認の日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までとする。ただし、この期間は更新することができるものとし、更新については第3条の規定を準用する。

(使用上の制限)

第6条 キャラクターを使用する者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) キャラクターについて商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録その他著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録すること。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用を行うこと。
- (3) 第3条第3項の規定によりキャラクターの使用の承認を受けた者(以下「承認使用者」という。)にあっては、承認を受けた目的若しくは用途以外に使用し、又は使用に関する権利を他に譲渡若しくは転貸すること。
- (4) 町の品位を傷つける使用を行うこと。
- (5) 町が特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える使用を行うこと。
- (6) キャラクターを使用した物品が、町が製造又は販売した物品であると誤認されるおそれがある使用を行うこと。
- (7) 法令又は公序良俗に反する使用を行うこと。
- (8) 遊佐町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条第1号に定める暴力団及び同条第3号に定める暴力団員等を利する使用を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、著しく不相当と町長が認める使用を行うこと。

(承認内容の変更)

第7条 承認使用者が、使用の内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用内容変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、承認を受けるものとする。

2 前項の承認要件は、第3条第2項の規定を準用する。

3 町長は、キャラクターの使用の内容の変更について承認をしたときはキャラクター使用内容変更承認書(様式第5号)を、当該承認をしなかったときはキャラクター使用内容変更不承認書(様式第6号)を、当該申請を行った者に交付するものとする。

(使用承認の取消し)

第8条 町長は、承認使用者が虚偽その他不正の方法によりキャラクターの使用の承認を受けたことを知った場合又は第6条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合その他この要綱に違反した場合は、使用の承認を取り消し、又は必要な指示等を行うことができる。

2 町長は、前項の規定によりキャラクターの使用の承認を取り消したときは、当該承認を取り消された者(以下「被保険者」という。)に対し、キャラクター使用承認取消書(様式第7号)により通知するものとする。

3 被取消者は、承認取消の日からキャラクターの使用はできないものとする。

(免責)

第9条 前条の規定により、町長がキャラクターの使用の承認を取消したことにより、被取消者に損害が生じた場合であっても、町はその責めを負わない。

2 使用者が、キャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合においては、町は損害賠償又は損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(使用中止等の指示)

第10条 町長は、キャラクター使用者が第6条各号に掲げる使用をしていると知ったときは、当該使用を行っている者に対し、キャラクター使用停止等指示書(様式第8号)により当該使用の中止等を指示することができる。

(庶務)

第11条 キャラクターの取扱いに関する庶務は、企画課企画係において処理する。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に町よりキャラクターの使用について承認を受けている者は、施行日に新要綱第3条第3項の承認を受けたものとみなす。

別記 キャラクターポーズ一覧

(別添)